

お客さま各位

## 「未利用口座管理手数料」の適用対象口座の変更について

当金庫では、口座の不正利用や転売など、口座を悪用するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策として、一定期間ご利用のない口座に対しまして「未利用口座管理手数料」(年間1,320円)を適用しております。

令和4年4月1日より本手数料の適用対象口座を下記のとおり変更いたします。

**«日常の入出金や口座振替等でご利用いただいている口座は対象になりません。»**

### 記

「未利用口座管理手数料」適用対象口座

現 在	令和4年4月1日以降
令和3年4月1日以降に開設された未利用口座管理手数料の対象となる口座	すべての未利用口座管理手数料の対象となる口座 (令和3年3月31日以前に開設された口座も含みます)
対象預金種目 普通預金(無利息型を含みます)	対象預金種目 普通預金(無利息型および総合口座を含みます) 貯蓄預金

※令和4年4月以降は、口座開設した日に係わらず対象となります。

(ただし、以下の対象外となるものを除きます)

#### 1. 「未利用口座管理手数料」の対象となる口座

最後のお預入れまたは払戻し(該当する預金利息の入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます。)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座(無利息型および総合口座を含みます。)で残高が1万円未満の口座を未利用口座としてお取扱いします。

紛失、盗難等により利用停止されている口座も対象となります。

ただし、次の場合は未利用口座管理手数料の対象外となります。

- ① 当金庫(本支店を含みます)で、お借入残高が1円以上ある場合
- ② 当金庫(本支店を含みます)で、他の預かり金融資産(通知預金・定期預金・定期積金・積立定期・債券・投資信託・保険等)のお取引、もしくは当金庫の出資のお取扱いがある場合
- ③ 口座名義人の年齢が20歳未満

## 2. 未利用口座管理手数料の引落しについて

- (1) お客様の口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。
- (2) ご案内後、3ヶ月経過後もお取引がない場合に、年間1,320円(消費税込)の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。(当該口座から自動引落)  
※ご案内を差し上げて3ヶ月以内に、再度ご利用されるか、ご解約されますと未利用口座管理手数料はかかりません。
- (3) 翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は、手数料の対象となります。

## 3. 口座の自動解約（変更ありません）

- (1) 残高不足により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合は、残高および利息を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。
- (2) なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので、予めご了承ください。

## 4. 改定する規定

規定改定日 令和4年4月1日

未利用口座管理手数料の適用対象口座の変更に伴いまして、以下の規定を別紙のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用となります。

- (1) 普通預金規定（決済用普通預金「無利息型」を含む）
- (2) 定期性総合口座取引規定
- (3) 貯蓄預金規定

未利用口座はあくまで2年以上の長期間にわたり、ご利用のない普通預金口座を対象としたものであり、常日頃からお預入れ、払戻しまたは口座振替等のお取引をされている口座が対象となることはありません。

長い間ご利用がない普通預金口座につきましては、ご利用の再開をお願いいたしますとともに、今後ご利用予定のない口座につきましては金融犯罪防止の観点からご解約をお勧めいたします。

今後とも、より一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます

ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。

以上

## 預金規定 新旧対照表

## (1) 普通預金規定 (決済用普通預金「無利息型」を含む)

改定前 (旧)	改定後 (新)
<p>(省略)</p> <p>19. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 令和3年(西暦2021年)4月1日以降に開設したこの預金口座は、当金庫が定める預金残高に達しておらず、一定期間、決算利息以外の利息の預入れまたは払戻しができない場合など、当金庫が別に定める条件に該当した場合には、未利用口座となります。</p> <p>(2) ~</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>19. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 当金庫が定める預金残高に達しておらず、一定期間、決算利息以外の利息の預入れまたは払戻しができない場合など、当金庫が別に定める条件に該当した場合には、未利用口座となります。</p> <p>(2) ~</p> <p>(省略)</p>

## (2) 定期性総合口座取引規定

改定前 (旧)	改定後 (新)
<p>(省略)</p> <p>16. (解約等)</p> <p>(1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳および定期積金証書(控)、キャッシュカード等を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金証書(通帳)を発行し、また定期積金の残高があるときは、別途に定期積金証書を発行します。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>16. (解約等)</p> <p>(1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳および定期積金証書(控)、キャッシュカード等を持参のうえ、<u>当金庫所定の解約請求書に届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証)して当店に提出してください。</u>この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金証書(通帳)を発行し、また定期積金の残高があるときは、別途に定期積金証書を発行します。</p> <p>(2) <u>前項の解約の手續に加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p>(3) <u>第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当金庫が認めるときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(省略)</p> <p>20. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) <u>当金庫が定める預金残高に達しておらず、一定期間、決算利息以外の利息の預入れまたは払戻しが無い場合など、当金庫が別に定める条件に該当した場合には、未利用口座となります。</u></p> <p>(2) <u>未利用口座となった場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</u></p> <p>(3) <u>この預金口座が未利用口座となった場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。</u></p> <p>(4) <u>未利用口座管理手数料の引落しに際し、残高不足等により、引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知をすることなく、当金庫所定の方法により解約することができるものとします。この場合、未利用口座管理手数料の不足分を別途いただくことはありません。</u></p> <p>(5) <u>一旦引落としになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料は返却いたしません。また、解約した口座の再利用には応じられません。</u></p> <p>(省略 以降、各番号を繰り下げ)</p>

(3) 貯蓄預金規定

改定前 (旧)	改定後 (新)
<p>(省略)</p> <p>14. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第16条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>15. (取引の制限等) (省略)</p> <p>16. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。 (2) (省略) (3) (省略) (4) (省略) (5) (省略) (省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>14. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、第17条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第17条第5項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>15. (取引の制限等) (省略)</p> <p>16. (手数料の取扱) (1) この預金口座の預入れあるいは払戻しにあたっては、当金庫所定の手数料をいただく場合があります。 (2) 未利用口座管理手数料 ① 当金庫が別に定める条件に該当した場合には、この口座を未利用口座とし、当金庫はこの預金から払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、当金庫所定の未利用口座管理手数料を引落します。 この場合、引落した未利用口座管理手数料は返却しません。 ② 前号に該当する預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約することができるものとします。 この場合、手数料の充当に不足が生じても、当金庫はこれを請求しません。 また、解約された口座の再利用はできません。</p> <p>17. (解約等) (1) この預金を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。 (2) 前項の解約の手続きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の各種確認や資料の提出を求めることがあります。 この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。 (3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めるときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。 (4) (省略) (5) (省略) (6) (省略) (7) (省略) (省略 以降、各番号を繰り下げ)</p>